

第22回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成26年6月4日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

伊藤恵美，追分富子，小川直人，今野博美，佐藤一夫，橋本泉，長谷川珠子，堀内明（委員長），吉武斉彦，渡辺和子（五十音順，敬称略）

2 説明者

朝一首席書記官，河合首席家裁調査官，野中総務課長

3 係員

野中総務課長，山口総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 所長挨拶

3 委員長選任

4 委員長代理の指名

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

1 家事事件手続法（以下「家事法」という。）施行後の変化について

□【評議の充実・強化】

調停委員のみで行う場合が多い調停運営に，裁判官が積極的に関わることは調停の紛争解決機能強化のために不可欠である。しかし，裁判官が同時並行的に行われる調停の期日すべてを進行させることは不可能で，関与には自ずと時間的及び物理的な限界がある。そこで，評議の充実・強化に重点を置いた取組を行っている。

評議というのは、調停委員会を構成する裁判官及び調停委員が調停手続の進行について協議する機会のことである。期日の前に当日の進行方法、事情聴取のポイント等について打ち合わせる事前評議、調停を進めていく中で調停の進行にとって重要な問題点が生じた場合などに行う中間評議、期日の終了後に次回以降の進行方針等を話し合う事後評議があるが、本庁では、事案に応じて事前評議、中間評議を行うことを明確にし、調停委員にも説明した上で、実際にその機会を増やしている。

特に、子を巡る事件においては、評議に家裁調査官も積極的に出席し、調査の必要性についてタイミングよく意見具申するようにしている。

こうした評議が増えることについての調停委員の反応としては、事前評議により、進行上の注意点や着地点がより明確になるなど、それに見合った効果があると受け止められている。

□【手続進行に関する当事者との認識の共有について】

もう一つの取組として、手続進行に関する当事者との認識の共有がある。

当事者に対し、期日の冒頭に調停事件がどういったものなのか、どのように進められるものなのか、進行後においては、事件が今どの段階にあるのか、合意に達した点は何で、更に双方で検討を要する点は何か、などについて説明して認識を共通にし、手続の透明化を図ることで、当事者に紛争を解決する意欲を持って主体的に臨んでもらおうというものである。

調停手続そのものの説明は、手続案内において申立書を交付する際などにも行っているが、さらに、第1回期日の冒頭に調停委員から改めてポイントなどを説明している。今後、例えばチャート図などのツールを用いるなど様々な工夫をしたいと考えている。

- 評議の充実・強化について、これまでは取り組んでこなかったのか。
- これまでも評議は行われてきたが、より機会を増やして充実させようというものである。顔を合わせての評議の時間が取れない場合、事案によっては

書面評議も行っている。家事法の趣旨を踏まえて、裁判官が重点的に関与すべき事件は何なのか選別をし、効率よく行うことにより実現できている。

- 家事法施行前から家事調停委員をしているが、施行後、裁判官との関わりが非常に変わってきていると感じている。

新しい事件について、事前評議の申出が裁判官からあったり、調停の途中で行き詰まったりしたときに書記官を交えて中間評議をし、争点整理をしながらどういう展開をしていこうかと話し合ったりすることにより、進行が大変スムーズになった。評議は、調停を進めていく中で、非常に大きな役割を果たしていることを実感している。

- 家事法施行前は、調停の相手方に申立書の写しを送っていなかったが、施行後は送ることが原則となった。それ以外にも双方から事情説明書などを提出してもらうことにより、事案が把握しやすくなったことから、特に事前評議をする基盤ができてきていると感じている。法的側面は、やはり専門家である裁判官が主導的な立場で進めていく必要がある。当事者としては、どういうふうに進んでいくのか、こういった解決でよいのか、法的側面としてはどうなのか、不成立となって審判に移行した場合にどうなるのかなどの見通しを知りたいところであるので、調停委員会で評議を行い、当事者に示すことは大きな意味がある。

- 家裁調査官も積極的に評議に関与している。子どもに関わる事件については、まず、子どもにどう説明しているのかを確認し、必要があれば、家裁調査官が子どもの意向を聞いたり、状況が心配される場合には、家庭に様子を見に行くという判断をすることもある。面会交流については、親側の視点から「二度と会わせたくない。」などと言われる場合が多いところ、子どもの発達という面から面会の意味を理解してもらうための働きかけとして、早い段階で DVD（「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」）を見てもらっており、見てもらう前と後とでは、受け取り方が違うと感じている。

□【その他】

□ 本庁では、家事法施行を契機に、調停成立時や不成立時には申立人と相手方を同席させて行う扱いを原則とした。当事者に主体的に紛争解決に臨んでもらい、調停成立後の養育費の支払や、面会交流などを当事者に円滑に、確実に行ってもらうという効果を期待しての扱いである。前々回ご説明したときは、大体5割程度の実施という感覚だったが、その後説明も浸透し、同席が一般的になってきた。

□ 子を巡る紛争においては、家裁調査官関与が相当なケースなのかどうか早期に子どもの状況を把握するため、事前に当事者から子に関する事情説明書を提出してもらうようにしたほか、調停委員による聴取事項を整理して書面化した上、聴取結果を記載しやすいように経過メモの改定も行った。これにより、従前より早めに子の意思の把握をしようという傾向が見られ、聴取内容がより明確になって、家裁調査官関与の判断がしやすくなってきている。

□ 家事法は、当事者の利便性の向上という観点からも改正が行われたが、その一つとして電話会議システム、テレビ会議システムを利用して手続を行うことができる旨の規定の新設があった。当事者が遠方に居住している場合など一定の要件を満たす場合に利用が可能となる。

電話会議システムは、管内各庁に備え付けられているが、テレビ会議システムは、本庁と郡山支部、いわき支部に設置されている。

○ 例えば、DVなどの事案の場合でも調停成立時に同席させるのか。

□ そのような同席がふさわしくない事件については、避ける扱いをする等の配慮をしている。

○ 本庁の家裁書記官室について、受付カウンターに一般の方が来て手続相談をしているのを見るが、別室に案内しないのか。また、郡山支部の書記官室は非常に狭いところで手続案内をしているようで何とかならないのかと感じ

る。

- 手続案内では、家庭の悩みを伺うことになるので、プライバシーに配慮し、別室に案内して行っている。本庁の書記官室のカウンターで行っているのは、申立書を受け取るなどの場合である。カウンターで手続案内を行う場合と別室へ案内する場合の切り分けはきちんと行っている。郡山支部でも同様の配慮は行っている。
- 慎重な配慮が必要である。家裁としてきちんと対応していきたい。
- 夫婦関係調整事件で離婚が成立し、面会交流が決まった場合で、他の人がいないところで会わせたくないなどの理由から、家裁の部屋を借りて面会交流をするということはあるのか。
- 調停手続中に、試験的に家裁調査官が立ち会って行うことはあるが、何も事件が係属していない状態で場所だけを提供するということはない。

2 震災からの復興における家庭裁判所の役割についてー東日本大震災から3年を経過してー

□【震災孤児に係る未成年後見人選任事件の監督事務について】

一般に、未成年者が両親を亡くした場合、身上監護、財産保護両面から早期に後見人を選任することが求められるが、震災で親御さんを亡くされた、いわゆる震災孤児については、その態様からして迅速性の要請が高いと言える。福島家裁管内でも、早期の選任に努めた結果、震災孤児に係る未成年後見人選任事件申立てのほぼ全件について、申立てから1か月ないし2か月で選任に至っている。

未成年者には定期的な収入がなく、親権者の死亡保険金等が唯一の財産である場合も少なくないことなどに照らすと、財産保護の要請は成年後見の場合よりも強いとの指摘もある。特に福島家裁管内の場合、義援金や原発事故の補償金等の支給があつて未成年者の財産が高額になっている傾向がある。そこで、裁判所では、弁護士等専門職の後見人を選任したり、後見制度支援

信託を利用したりといった措置を講じたほか、短いサイクルで裁判所の監督を行って、未成年者の財産が確実に保護されるよう努めている。

また、未成年者の場合、身上監護も重要であるから、適時に家裁調査官による面接を行うなどして、事案に応じてこまめな監督を行っている。

引き続き、身上監護、財産保護ともに十分になされるよう、裁判所として万全の態勢で臨んでいきたい。

□【財産管理人選任事件について】

福島県内においても国や自治体による復興事業として、防災集団移転事業や防潮堤の建設、道路の整備事業等が進められている。これらの事業の用地となる土地の中には、所有者が所在不明となっているものや所有者が亡くなっていて相続人が存在しない、あるいは存在するのか不明な場合などがある。こうした土地について買収を進めるには、家庭裁判所に財産管理人選任の申立てを行って、不在者財産管理制度または相続財産管理制度を利用する必要がある。

申し立てられた財産管理人選任事件を迅速に処理することは、復興事業の進捗を早めることにつながるから、裁判所では、申立書の定型的な書式を用意したり、準備してもらう必要のある書類を簡素化するなどして自治体等が申立てに要する手間を最小限に抑えるとともに、選任までの期間をなるべく短くするという一方で、申立てから2週間以内をめどに処理を進めている。

現在復興事業がらみの申立ては、震災・原発事故の影響の大きい沿岸支部に対してなされたものが大半を占めている。今後の進捗状況によっては申立ての集中、増加も考えられるので、自治体からの情報収集に努めながら、引き続き迅速対応が可能となるよう処理態勢を組んでいきたいと考えている。

□【自治体や復興局との連携等について】

震災復興を後押しするべく裁判所として事件処理以外で取り組んできた事項について説明する。

昨年4月に福島県及び福島県内60市町村に対し、土地の所有者が所在不明等の場合の用地取得に際して、不在者財産管理人制度及び相続財産管理人制度を活用していただくために書簡を発出した。書簡発出後、各自治体に対して電話で書簡送付の趣旨を説明した。更に、震災の影響で役場機能を他の自治体へ移転している各自治体や津波被害が甚大で財産管理制度の利用が見込まれる沿岸部の各自治体については、直接訪問して説明した。

次に、財産管理制度の利用について、「震災復興事業における財産管理制度の利用についてのQ&A」を作成し、福島県及び福島県内60市町村に送付するとともに、裁判所ウェブサイトにも掲載した。

また、復興庁福島復興局とも随時連絡を取り合い、情報交換をしている。復興庁主催の会議へも参加し、復興事業の進捗状況を情報収集したり、出席した自治体等の質問に答えるなどした。

今後とも、情報収集を怠らず、震災復興の一助となるようできる限りの工夫をし、各自治体や福島復興局との連携を更に深めていきたいと考えている。

- 福島県内における未成年後見人選任事件について、何か特徴はあるか。事務処理は順調に進んでいるのか。
- 申立ては相馬やいわきに集中している。早期に弁護士等専門職の後見人を選任し、信託制度を利用するなどして高額の財産の保護を図ったり、身上監護の面では、進学などの節目の時期に監督事件を立件し、調査官が様子を見るなど細やかな監督をしている。
- 弁護士会も、裁判所と連携して熱心に取り組んでいる。

第6 次回（第23回）開催について

1 日時

平成26年11月13日（木）午後1時30分とすることです承された。

2 テーマ

今後は、裁判所側から一つ、裁判所以外の委員から一つ、少なくとも二つの

テーマを出していくという方法を取り，次回のテーマは追って定めること
承された。

第7 閉会

以 上